

令和 3 年度社会福祉法人阪神福祉事業団事業計画

令和3年度事業計画

1 概 要

令和3年度の事業計画策定に当たっては、中期経営計画（第3訂）及び各施設の中長期経営計画に則した事業展開を図ることを基本に、利用者及び地域の福祉ニーズに応え、利用者サービスの向上と職員の人材育成のための財務基盤の確立に取り組むものとする。

特に令和2年度から3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気の低迷や雇用の不安定化、国や自治体の財政悪化など、社会経済情勢が大きく変容することが想定される。

そのような中で、介護保険・障害福祉サービスの報酬改定が予定されているが、大幅な報酬単価アップを見込むことは難しい状況であるため、稼働率の向上、加算取得などの収入の確保や効率的な運営をこれまで以上に追求し、厚生院の移転改築整備工事、白寿荘いぶき棟大規模改修工事などの施設整備を着実に推進していくものとする。

また令和元年度の決算において経常的な収益の額が30億円を超えたため、社会福祉法に規定される特定社会福祉法人となり、令和2年度以降は会計監査人の設置が法定の義務となった。令和2年度決算においても、引き続き監査法人による会計監査を実施し、会計報告の正確性の向上や不正防止に繋げていくものとする。

また適正な法人運営の確保を図るため、第125回理事会（令和2年11月17日開催）において制定した、内部管理体制（経営管理・リスク管理・コンプライアンス管理等）の適切な運用を図るものとする。

さらに利用者の権利擁護・虐待防止について各施設現場で深め、運営理念、倫理綱領、行動規範の具現化を図ることとする。以上、福祉サービスの更なる充実、施設設備の推進による生活環境の改善、優れた福祉人材の育成、内部管理体制の充実等の諸課題に対応するため、計画的な事業進行と財源の確保が求められていることを踏まえて、次に掲げる基本方針に沿って令和3年度事業計画を策定するものとする。

(1) 新型コロナウイルスに関する対応

「withコロナ」の時代が当分続くことを想定し、常に感染拡大が起こり得ることを念頭にマスク、消毒液、ビニール手袋等関連衛生用品の準備や必要な資材等を検討、用意するとともに、利用者、職員等の感染症予防対策、集団感染時の対応等について情報収集や研修等により充実を図る。また感染症対策の国、自治体の補助金、助成金についても情報収集に努め、活用を図るものとする。

(2) 西宮市山口町、田近野町、宝塚市東洋町の3拠点による法人運営の推進

ア 育成園の宝塚市への移転に伴い、地域に密着した相談支援事業、ショートステイ、生活介護事業等地域のニーズに応えた在宅福祉サービスの充実を図る。特にショートステイについては、各施設の専門性（高齢、自閉症・強度行動障がい、重度重複障がいなど）を活かして、3拠点の施設が連携し、阪神6市1町の広域的な地域ニーズに応え、円滑な受け入れ調整を図るとともに稼働率の向上を目指していく。

イ 今後、厚生院も西宮市山口町から宝塚市東洋町に移転することを踏まえた、診療所を中心とした医療体制の検討、準備を進める。

ウ 地域交流、公益的取り組みを各拠点において推進するとともに、育成園については宝塚市東洋町での新たな地域貢献事業、地域交流事業の実施に取り組んでいく。

(3) 利用者サービスの推進

ア 利用者の高齢化、障がいの重度化に伴う専門的支援の充実や利用者の自立支援を推進するとともに、

とともに、職員の専門的支援技術の向上のため資格取得の推進を図る。

- イ 各拠点における在宅福祉サービスの充実に取り組み、地域に求められる施設運営を推進する。
- ウ 各施設で取り組んできた「福祉サービス第三者評価」については、令和2年度で2巡目の受審が終わり、一定の取り組み成果が得られたところである。令和3年度以降は当面の間、自己評価等により、その維持、管理を図るものとし、改めて情報収集のうえ、評価機関を変更する中で取り組んでいくこととする。

(4) 安定的経営の推進（稼働率の維持向上・報酬改定の対応）

- ア 将来的な設備・建物の更新、改修を図り、利用者の生活環境の維持・改善を進めるために安定的な財務基盤の確立が不可欠である。令和3年度は介護報酬、障害福祉サービス報酬の改定が実施されることから、その動向について情報収集に努め、必要な対応を検討していくものとする。さらに措置費単価についても経済の低迷、賃金の低下に伴い減額の傾向となることが想定され、その動向にも注視していく。

- イ *with*コロナの時代に感染症対策に留意しながら、稼働率の維持・向上に努め、各施設でその対策を講じていくものとし、具体的な数値目標の達成を目指す。また施設の経営会議等で稼働率等の推移を適宜確認し、数値目標の達成に向けた進行管理を徹底する。

(5) 施設整備の推進

- ア ななくさ白寿荘いぶき棟大規模改修工事については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で1年間程度延期となつたが、空調設備の老朽化が進んでおり、利用者の健康を守るためにも令和2年度末の着工を予定し、白寿荘を中心に工事の推進を図る。

- イ ななくさ厚生院移転改築整備工事については、令和4年度の着工を目指し、国・県補助協議、福祉・医療機構借入金の諸手続き、6市1町との調整等の準備を進める。

- ウ 老朽化した設備の更新については、経過年数、現状分析、将来的な展望も踏まえて検討していく。

(6) 福祉人材等の確保、定着、育成

- 人材の確保、定着、さらに将来の事業団経営を担う役職者の育成について引き続き重点的課題として取り組み、経営分析、労務管理、リスクマネジメント等について、研修等の推進を図る。

(7) 地域における公益的な取り組み

- 他の供給主体では対応が困難なサービスや既存制度では対象とならない福祉ニーズに対応していくことが社会福祉法人としての使命と捉え、地域のニーズを踏まえた施設の専門的機能の提供や地域交流の促進など、福祉文化の発展、地域の福祉力の向上に貢献していく。

なお、令和3年度の各施設の主な実施事業は次のとおりである。

2 ななくさ学園（障害児入所施設併設障害者支援施設）

(1) 経営方針

障害児入所施設は、障がいの多様化に対する発達支援機能、虐待等で社会的養護が必要な児童へのセーフティネットとしての役割、重度の障がい等により18歳を超えて入所を継続する年齢超過児（以下「年超児」という。）への対応が求められている。

その中で、学園は、学齢児及び年超児の支援の拡充と段階的な地域移行及び経営の安定化を進めることを目的に、平成30年4月に児者併設施設に移行した。これに伴う報酬単価増や新規加算の取得により、将来的な施設整備を行うための減価償却相当分の積立金を生み出せるようになったが、移行前までの不足分を踏まえた計画的な積み立てを継続するため、利用者定数の確保や各種加算の維持管理を図りつつ、安定的な経営に取り組んでいく。

また地域移行や社会的自立に向けた児童・成人双方の年齢層に添った支援の提供に努め、関係

機関と連携しながら発達支援や自立支援等のニーズに対して地域の中核的な役割を果たしていく。さらにそれらを担う人材育成への取り組みや児者双方の生活環境改善に向けて設備修繕、備品更新を計画的に進めていく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(ア) 知的障害児自活訓練事業の実施（継続）

学園退所後の就労及び地域で自立した生活を送るために必要な生活の知識・技術及び社会性を習得するため、主に高等部3年生を対象に自活訓練棟での生活訓練等の支援を行う。

(イ) 障害児等療育支援事業の実施（継続）

地域の障がい児を対象に、各種療育プログラムによる障害児等療育支援事業を実施する。学園での外来療育に加え、在宅訪問や他事業所、学校への療育支援の充実を図る。また新たにオンライン等で関係機関と連携を図り、知的障がいや発達障がいに関する情報共有及び研修を行うことで、地域の障がい児療育の拠点となるべく事業展開を行う。

(ウ) 年少児支援の充実（継続）

虐待行為等により幼少期に安定した愛着を深めることが不十分であった年少児に対し、心理担当職員が入所後早期から関係機関と連携して愛着を形成する支援を継続する中で、自己肯定感や信頼感を養うことを目指す。また個々の発達や強みに沿って、評価に基づく分かりやすい支援を実施する中で、年少児の自立支援・生活スキルの向上に努める。

イ 安定的経営の取り組み

ななくさ学園における安定的経営の推進（継続）

家族や関係機関と連携して児童・成人双方の地域移行を計画的に推進しながら定員の維持、確保に努めるとともに、各種加算の取得を通して経営の安定化を図り、今後の施設整備に必要な資金の積立を積極的に行っていく。

ウ 人材確保、育成への取り組み

人材の確保・育成に向けての職場内研修プログラムの推進（継続）

利用者支援をチーム全体で考え、先輩職員が後輩職員を育成するシステムとして、新任職員から次世代のリーダー職員までを対象とした研修プログラムを作成し、グループワークや事例検討による参加型研修を行い、実践による育成を目指す。また職場定着に向けて、施設長との対話研修を基にした職場改善の取り組み、役職者のサポート体制の強化、ストレスチェックの活用、外部機関を招いてのストレスマネジメント研修等の取り組みを推進する。

3 ななくさ厚生院（救護施設）

(1) 経営方針

生活困窮者自立支援法や改正生活保護法などの法律が整備され、保護施設の体系化が進む中で、救護施設は、障がいの有無に関わらず、行き場のない多様な困難を抱えた方の最後の受け皿になるとともに、利用者に様々な訓練や支援を行う中で地域移行を促進する循環型施設としての役割が求められている。そのような中で、厚生院は、利用者の日常生活支援に加え、居宅生活訓練事業、保護施設通所事業を実施して地域移行支援を推進するとともに、施設を退所した後も地域生活を継続していくためのサポート体制をとり、阪神間唯一の救護施設として施設機能の強化に取り組んでいく。

また安定的経営に向けて、関係機関と連携して利用者の確保を図るとともに、通所事業の利用促進、各種加算の維持にも努めていく。さらに宝塚市東洋町への移転改築事業については、新型コロナウイルスの影響により当初の予定よりも1年遅れとなつたが、令和4年度の工事着手を目

指して、国・県補助協議を進めるとともに、移転後の支援体制などのソフト面や居宅生活訓練事業、保護施設通所事業の検討など、スムーズに事業が展開できるように準備を進めていく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(ア) 利用者の自立生活に向けた生活支援の充実（継続）

救護施設版の福祉サービス第三者評価基準ガイドラインに基づき自己評価を行い、サービスの見直しを行う。また多様化する新規利用者の受け入れ態勢の整備と域移行訓練者に対する社会ルール等を習得するための支援の充実を図る。

(イ) 地域移行支援の推進（継続）

地域移行の担当職員が、居宅生活訓練事業等を通じて利用者の地域移行を促進するとともに、通所事業の利用者確保や退所後のフォローオン体制を強化する。さらに就労を希望される方に対して、専門的支援を行うため職場適応援助者を養成して施設機能の充実を図る。

イ 安定的経営の取り組み

収入の確保と事業の達成確認（継続）

行政の担当者や近隣病院関係者との継続的な連携の強化を図り、新型コロナウイルスの影響下でも稼働率の確保を目指すとともに、加算取得要件や各事業の進捗状況について定期的に確認を行うことで目標管理を徹底していく。

ウ 施設整備等の推進

移転改築に向けた計画の推進（継続）

令和4年度の移転改築工事の着手に向けて各所管庁等との補助協議を進め、円滑な移転事業の推進を図る。また整備の基本構想において、精神疾患がある方の特性を踏まえた生活空間の色彩とそのリラックス効果について検討することとしており、専門家の指導のもとで実際のモニタリングを通して調査を行い、工事内容に反映させていく。

エ 人材確保、育成への取り組み

職員研修の充実（継続）

救護施設は知的障がい、精神障がい、身体障がいとその重複者のみならず、近年は、DV被害者、触法者などの受け皿として、多様な生活課題を抱える利用者への対応や地域移行に向けた支援が求められている。それらに対応していくため、継続的に職場全体で学識者のコーディネートを受けることにより、対人援助技術、ソーシャルワーク、チームアプローチの実践といった専門的支援技術の習得を図り、職員全体のサービスの質の向上に取り組む。また平成29年度から5年計画で実施してきた職員研修計画の最終年度であるため、過去5年の総括を行うとともに次期の取り組み方法について決定する。

4 ななくさ育成園（障害者支援施設）

(1) 経営方針

令和元年度に新天地の宝塚市東洋町に移転改築してから1年が経過し、ようやく日々の暮らしが定着しつつある。移転当初は、環境の変化が苦手な利用者が安心して生活を送れるようになることを重点に支援を行ってきたが、今後は利用者サービスの向上はもとより、施設が地域の社会資源として認知されるような取り組みを積極的に推進し、地域生活を支える施設機能の充実を目指していく。

具体的には相談支援事業の充実、地域で生活されている障がい者を対象とした生活介護サービスの提供、緊急時の短期入所の受け入れなど、既存の福祉サービスをより充実させていくとともに、障がい福祉ニーズに留まらない災害支援や、貧困、子育てなどで生活課題を抱える地域住民

の福祉ニーズに対しても関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

収支においては移転改築により事務管理経費が増大していることに加え、令和3年度は報酬改定が実施されるが、コロナ禍の社会情勢を鑑みると、これまで以上に厳しい経営環境に置かれるることは必至である。そのためより効果的、効率的な予算執行に努め、安定的経営を維持する中で、利用者、地域、財務、人づくり、透明化の5つの視点を掲げ、障害者支援施設に求められる役割を果たすべく事業運営を推進していく。

(2) 事業内容

- ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進
相談支援事業の充実（継続）

これまでに実施してきた計画相談支援、障害児相談支援やこども食堂を含めた地域の福祉向上に向けた取り組みをより充実させ、効果的に実施することで、地域で暮らす障がい者の重度化・高齢化、また「親亡き後」の課題にも向き合い、地域で暮らし続けることを支援する地域包括支援システムの一員として、地域共生社会の実現に取り組んでいく。

具体的には、宝塚市委託相談支援事業について市との協議を進め、事業委託を目指していく。また宝塚市が整備を予定している地域生活支援拠点等の事業においても緊急受入や体験の場の提供など面的整備の一翼を担い、24時間365日のサービス提供が可能である入所施設機能を最大限活用してニーズに応えるべく、市と協議を進めていく。さらに自立支援協議会に参画するなど地域の関係機関、各種団体とのネットワーク構築を図り、より質の高い相談支援サービスの提供に努めていく。

イ 安定的経営の取り組み

- 安定的経営管理の確立（継続）

令和3年度は障害福祉サービス等報酬改定が実施されるが、コロナ禍の社会情勢から基本報酬単価の増額は見込めず、大規模施設の基本報酬の低さからも引き続き厳しい経営環境に置かれるることは必至であるため、稼働率の向上、各種加算の安定的、効率的な取得について引き続き進めていく。また支出においては、移転により事務管理経費が増加していることから、水道光熱費などの削減に努めるとともに、業務内容の見直しや購入物品を精査することでコスト削減を図る。厳しい状況下にあっても、経営会議を通して常に財政見通しを明確にし、効率的な経営管理を推進する。

5 ななくさ白寿荘（特別養護老人ホーム）

(1) 経営方針

新型コロナウイルスの感染予防対策を講じながら入所及び在宅福祉サービスを提供するという、これまでに経験したことのない状況下での施設運営が求められている中で、令和3年度は、いぶき棟の大規模改修工事を本格的に実施する。1年以上の長期に渡る工事期間中は、居室等の生活環境の改修をしつつ稼働率の維持に努めることとなり、経営的にも非常に厳しい局面を迎えることとなる。

上記の事項を踏まえ、利用者の安心・安全を確保しつつ、入所及び在宅福祉サービスの提供、認知症高齢者への専門的支援の提供、安定的経営と利用者の生活環境改善のための資金確保、人材の育成と定着について重点的に取り組んでいくものとする。

(2) 事業内容

- ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進
(ア) 認知症利用者への専門的支援の推進（継続）

平成26年度から取り組みを開始した認知症の方とのコミュニケーション技法で

あるバリデーションについて、バリデーションワーカーの資格を取得した職員を年次的に各フロアへ配置する。また専門家の指導のもと施設内研修による支援の充実・向上を図り、認知症ケアの専門研修の受講により得られた学びを生かし、現場での具体的な実践に努め、認知症高齢者の方が望む暮らしの実現を目指していく。

(イ) 利用者の健康管理と医療的ケアの充実（継続）

介護職と医療職との連携を深める中で、口腔ケアの充実と食事介助技術の向上を図り、入院リスクの重要因子である肺炎の予防に努めていく。また喀痰吸引に必要な外部研修（第2号研修）及び職場内研修を充分に行い、認定特定行為業務資格を持った介護職員が喀痰吸引を行える環境を整え、リスク管理に努めていく。

イ 安定的経営の取り組み

安定的な稼働率の維持と加算取得の継続（継続）

いぶき棟の大規模改修工事による積立預金額の減少や老朽化した設備更新費用の増加に加え、厚生院の移転を見据えた経費の増加に対応していくため、安定的な稼働率の維持と加算取得、平均介護度の管理に努め、経営の安定化を図り、計画的な積み立てを行う。新たな加算取得については、計画的に認知症介護実践研修を受講して認知症専門ケア加算取得に向けての準備を進める。また安定的な稼働率の維持については、毎月の経営改善検討会での目標管理や毎週月曜の調整会での進捗管理を徹底し、目標の達成に向けて取り組む。

ウ 施設整備等の推進

(ア) いぶき棟大規模改修工事の実施（継続）

現在の建物の躯体を残しつつ、利用者定数を維持したままでの長期工事となることから、利用者の安心・安全を最優先し、サービスの質を維持していく中で、円滑な工事の実施を図る。併せて、つどい棟に防犯カメラを設置し、利用者の事故の防止、安全確保等を図る。

(イ) 利用者の通院及び緊急搬送用寝台車の更新（新規）

現在の寝台車はアイドリングが安定せず、エンジンストップや始動時の急発進の危険性も生じているため、安全面を考慮して更新を行う。

エ 人材確保、育成への取り組み

人材の確保、育成に向けての職場内研修の推進（継続）

利用者支援をチーム全体で考え、職員を育成するシステムとして、グループワークや事例検討による参加型の職場内研修を行い、実践による育成を目指す。また職場定着に向けて、施設長との対話研修を基にした職場改善の取り組み、役職者のサポート体制の強化、ストレスチェックを活用した取り組みを推進する。

6 ななくさ新生園（障害者支援施設）

(1) 経営方針

利用者の重度化・高齢化に対応した生活環境への改善を図ることを課題として、老朽化した設備の更新や大規模改修工事に向けて計画的な積み立てを実施するため、稼働率の向上や各種加算の維持による効率的・効果的な施設運営を目指し、安定的な収入の確保に努める。また福祉サービス第三者評価の受審結果に基づき、サービスの質の更なる向上を図るとともに、新生園に求められる最重度者の支援を充実するため、より柔軟な個別支援の方向性を検討していく。さらに「障害者総合相談支援センターにしのみや」の北部窓口として、専門性を有する地域の中核的な機関としての役割を果たし、積極的に地域福祉の増進に寄与することで、新生園の存在価値を高め、地域から信頼される施設づくりを目指す。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(7) 利用者の健康管理と医療的ケア及び介護力の向上（継続）

看護・介護に係る研修を実施し、重度重複障がい者の健康管理と医療的ケアの充実及び介護に関する知識・技術の向上を図る。また生活リハビリを実施し、残存機能の維持を図るとともに、リスクマネジメントの観点から事故及びヒヤリハットの分析を行い、リスクの要因・対策を検討して事故や怪我の予防に努める。

(1) 相談支援機能の充実（継続）

委託相談部門では、西宮北部地域における相談支援のネットワークの構築を図り、相談支援機能の充実を目指す。計画相談部門では委託部門・入所支援部門と連携し、計画的に対応ケースの調整に努めていく。またＩＣＴ機器を活用し、ｗｅｂ会議の実施や書類作成等の業務の効率化・簡素化に取り組んでいく。

(4) 障害児等療育支援事業の充実（継続）

西宮市北部地域の療育支援事業のニーズを整理して個別療育、集団療育の内容を検討し、生活介護・施設入所支援部門と共同して実施することで、施設機能の専門性を地域へ提供し、地域の社会資源としての役割を果たしていく。また障害児等療育支援事業の一環として、障がいのある子どもの保護者を対象に、ペアレントトレーニングを継続実施し、様々なテーマで勉強会を行うことで参加者の障がいに対する理解を深め、子どもとの関わり方についての知識・技術の向上を図る。

イ 施設整備等の推進

(7) 大規模改修に向けた準備及び検討（新規）

開設後28年が経過し、設備の老朽化はもとより利用者の年齢や能力にも大きな変化が見られている中で、法人の中期経営計画に基づき、今後20年程度を見据えた改修コンセプトを策定し、改修が必要な箇所の洗い出しを行い、改修までのスケジュールを定めて計画的に取り組んでいく。

(1) 防災設備の更新（新規）

非常放送設備の誤動作が相次いで見られており、既に部品生産が終了し、修繕ができない場合もあり得ることから、利用者の安全確保のために更新を行う。

(4) 防犯カメラの設置（新規）

防犯カメラを設置し、利用者の事故の防止、安全確保等を図る。

(I) 昇降3モーターベッドへの年次的な更新（継続）

利用者の重度・高齢化に伴う生活環境整備として、現在使用しているベッド2台（モーターなし）を昇降3モーターベッドに更新する。

7 ななくさ清光園（障害者支援施設）

(1) 経営方針

令和3年1月18日に利用者の1人に発熱が見られ、PCR検査の結果陽性と判明した。その後全利用者、職員にPCR検査を実施した結果、合わせて32人の陽性が確認され、クラスターへと発展した。利用者の安心・安全の確保、衛生管理には最大限の注意を払い、引き続き取り組んでいくこととする。

また障害者支援施設は、利用者に対する福祉サービスの提供や相談援助等はもとより、利用する方の権利が守られ、主体的で安心して暮らせる住まいの場の提供が必要不可欠となっている。一方で社会の変容による新たな福祉ニーズに対応し、地域に貢献できる施設の在り方が求められている。そういう福祉ニーズに対応できる地域の拠点として、相談支援事業や短期入所事業を

積極的に展開し「地域におけるセーフティネット」の役割を担っていく。

さらに地域共生社会の実現に向けて地域移行に焦点があたる中、生活の場やライフスタイルを選択するのは、あくまで障がいのある方本人の意思に基づくものという立場に立って、その意思を尊重し、本人が望む生活が実現できるような支援やサービスを提供していく。

また継続的なサービスを実施するためには、安定的な自立経営が必要であり、中期経営計画に基づき、目標管理をしっかりと行いながら、人材の確保、定着、育成にも取り組んでいく。

(2) 事業内容

ア 安定的経営の推進

安定的経営の推進に向けた取り組み（継続）

将来的な設備、建物の更新・改修及び利用者の生活環境の維持・改善を進めるとともに利用者支援のサービスの質の担保を図るために安定的な経営の推進を図ることを目標として取り組みを行う。具体的には、経営会議を軸として財務状況を分析し、施設全体で情報共有を図る。その上で現場と協働して収入の確保や支出項目において見直しが出来る具体策を見出していく。また近隣の法人と協働して地域課題の掘り起しと清光園の施設機能である入所及び在宅サービスの利用促進を図る。その他、各市町村、相談支援事業所からのニーズの集約を行い、施設サービスの利用へ繋げ、取り組みの結果が地域貢献にも繋がることを目標とする。

イ 施設整備等の推進

(ア) 業務用洗濯機更新（新規）

導入後18年が経過し、経年劣化により修理やメンテナンスの頻度が増加している業務用洗濯機について更新する。

(イ) 複合型受信機の更新（新規）

平成14年の施設設立時に設置した複合型受信機（防災受信盤）について、基盤の不具合により部品交換が必要な状況であるが、メーカーの部品保存年限の関係から修理が困難となる場合が想定され、使用不可の状態となることを避けるために更新を行う。

(ウ) 防犯カメラの設置（新規）

防犯カメラを設置し、利用者の事故の防止、安全確保等を図る。

8 阪神福祉センター診療所

(1) 経営方針

令和2年度の診療報酬改定は、全体で0.47%のプラス改定であったものの、診療所の経営を安定させるためには相当の改善、工夫が必要とされる状況にある。令和2年4月に院内薬局を廃止し、院外処方に変更して効率的な経営に努めているが、今後も引き続き経営の効率化を推進していく。

また今後なくさ厚生院の移転に伴い、施設が本格的に3拠点へ分散化することを踏まえ、当該施設との円滑な通院体制の確立に向けた調整を続けるとともに、阪神福祉センター各施設利用者・職員の健康管理（産業医活動）の充実とのバランスをとりながら、将来を見据えた診療体制のあり方、医師確保の方策、収支改善の検討など、経営安定化のための取り組みを推進する。

(2) 事業内容

ア 安定的経営の取り組み

(ア) 診療体制の見直しと将来のあり方検討（継続）

3拠点への分散化により、患者の多くが宝塚市東洋町、西宮市田近野町へと離れていく中、診療体制や今後のあり方を早急に検討することが求められる。他法人の取り組みを調査・研

究しつつ、利用者・職員の健康管理を効率的かつ効果的に実施する方針を検討していく。

(イ) 感染症への対応（継続）

感染症の拡大等が起こり得ることを念頭に、感染予防策や感染者発生時の対応について診療所から情報発信する中で、施設と連携して対応し、感染予防に努めていく。また感染対策用品を積極的に確保する。

9 給食センター

(1) 経営方針

育成園移転後の新体制下の厨房運営について、厚生院の移転後も見据えた安定的な運営を行うための適切な人員配置、効率的な作業動線、調理機器の導入等を様々な角度から検討する。また災害や感染症発生時に利用者へ確実に食事を届けるため、給食センターと育成園厨房との連携の強化を重点的に取り組んでいく。さらに利用者の高齢化による個別対応食（療養食、形態別食、咀嚼・嚥下困難食や胃瘻など）の需要が増加していく中で、利用者の状態把握から適切な栄養確保の方法を選択し、必要な栄養素を盛り込んだ個別対応食の提供方法を模索するため、施設や診療所との連携を強化していく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

利用者に応じた個別対応食の提供（継続）

厚生院の移転を想定した効率的な給食提供方法について検討するとともに、さらに複雑化する個別対応食への対応について、施設と連携して取り組む。

イ 施設整備等の推進

立体炊飯器の更新（新規）

導入後15年が経過し、故障も生じている3連式立体炊飯器について、厚生院の移転も見据えて、2連式の立体炊飯器に更新する。

ウ 人材確保、育成への取り組み（継続）

複雑化する食の個別支援や厨房内の衛生環境整備に対応するため、栄養、調理、食品衛生等の各種研修会へ参加し、職員の専門性の向上を図る。また障がい者雇用として2名の調理補助員が厨房業務に従事しており、キャリアアップを進めていくとともに、定着に向けた取り組みを障がい者雇用推進委員会及びジョブコーチと連携して行っていく。

10 地域における公益的な取り組み

社会福祉法では、公益性、非営利性といった社会福祉法人の本旨に基づき、他の事業主体では対応が困難なニーズに対応するため、地域における公益的な取り組みの実施に関する責務規定が設けられている。令和3年度は、法の主旨に沿った形での地域における公益的な取り組みとして、以下の内容を検討、実施する。

(1) 退所児童に対するアフターサービスの実施（学園）

学園を卒園した利用者に対し、定期的な連絡や相談、調整等を行うことにより、安心して地域での生活や就労の継続ができるよう援助するとともに、相談支援事業所、生活する場所、家族、就労先等と連携したサポートを実施する。

(2) 施設機能の発信と展開（厚生院）

地域住民に向けて施設が持っている専門的なノウハウを発信すべく、精神疾患を有する方が生活する施設として精神科病院等の専門家と連携し、ストレス、メンタルヘルス、睡眠等をテーマにしたセミナーや地元の自治会等向けに感染症（食中毒）予防セミナーなどを実施する。また移

転予定の宝塚市東洋町においても、救護施設を身近に感じてもらえるよう、展示即売会や近隣行事に参加していく中で、地域との交流を深め、移転後の公益的な活動の展開に繋げていく。

(3) 地域ニーズを踏まえた地域貢献事業の準備・実施（育成園）

相談支援を中心とした地域ニーズの把握、掘り起こしを踏まえ、積極的に地域住民の生活課題にも寄与していく。具体的な事業内容については、「こども食堂」の定着化を図るとともに、災害、防犯、貧困、子育てなどについて広く地域から何が必要とされているかに基づいて検証し、地域の様々な社会資源や人材との連携を図りながら、施設の持つ設備、機能、人材を活かしていく。

(4) 施設機能の提供（白寿荘）

地域住民の福祉の増進を目指し、西宮市社会福祉協議会や近隣自治会とも協働しながら西宮市北部地域での認知症カフェ（にこにこ丸山カフェ）の安定的な運営支援と各種講座等の開催を進める。認知症サポーター養成講座や認知症予防体操については、引き続き近隣自治会、住民団体を中心に積極的な取り組みを行っていく。また令和元年度に開設された西宮市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）の担当施設として会の運営にも積極的に関わり、他の法人との連携を深める中で施設の専門的機能を地域へ提供し、地域福祉の増進に取り組んでいく。

(5) 地域との交流の推進（清光園）

地域の福祉委員会やその活動への参加、近隣の福祉法人との意見交換会等を行う中で、地域の社会資源や地域のニーズを調査し、利用者の地域活動への参加、施設資源の提供（園庭解放、会議室貸出等）や交流行事の企画、近隣法人と共同しての取り組み（災害時協力等）について検討、実施していく。

(6) 施設と連携した地域貢献（給食センター）

施設が開催する地域住民を対象としたイベント（料理教室等）に給食センターも参加し、高齢者や障がい者のための食事に特化した料理技術等を提供していく。

1.1 障がい者雇用の取り組み

事業団障がい者雇用推進委員会及びジョブコーチが中心となり、関係機関等と連携して、令和3年度の障がい者法定雇用率2.3%以上の障がい者雇用と職場定着の支援を推進していく。

1.2 福祉サービス事業目標

各施設の実施する福祉サービスに基づき、利用者ニーズ、経営の安定化の観点から、福祉サービス利用目標を設定し、その実現に向けた事業運営を行う。各施設の令和3年度事業目標は次のとおりである。

(1) 施設入所サービス

（単位：人）

施設	学園	厚生院	育成園	白寿荘	新生園	清光園	合計
定数	50	100	125	165	50	60	550
月平均利用者数	48	107	123	158	51.5	61.5	549
利用率	96%	107%	98%	95%	103%	102%	99%

※月平均利用者数は、入院、外泊等を除く請求人数。

(2) 在宅福祉サービス

ア 短期入所事業等

施設名	事業	年間延べ利用日数等
ななくさ学園	短期入所事業	730日
	日中一時支援事業	715人
	障害児等療育支援事業	850件
ななくさ厚生院	一時入所事業	150日
ななくさ育成園	短期入所事業	1095日
	相談支援事業（特定相談支援事業）	755件
ななくさ白寿荘	短期入所事業	4, 380日
	通所介護事業	2, 470人
ななくさ新生園	短期入所事業	600日
	日中一時支援事業	54人
	障害児等療育支援事業	460件
	相談支援事業（特定相談支援事業）	350件
ななくさ清光園	短期入所事業	1, 800日
	日中一時支援事業	492人
	相談支援事業（特定相談支援事業）	356件

イ その他在宅福祉サービス

(ア) ななくさ厚生院 保護施設通所事業

- ①通所訓練 15ケース
- ②訪問指導 12ケース

(イ) ななくさ白寿荘 居宅介護支援事業 39ケース

以上